令和6年8月 小郡市農業委員会総会 議事録

- 1. 開催日時 令和6年8月9日(金) 午後2時 開会
- 2. 開催場所 小郡市役所 南別館 3 階会議室
- 3. 議事日程
 - 第1 議事録署名人の指名
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 第2
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する 意見について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について
 - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の 承認について (所有権移転)
 - 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の 承認について (利用権貸借)
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について 第3
 - 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
 - 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
 - 報告第4号 農地所有適格法人要件の確認について
- 4. 会議に出席した委員(23名)

1	番	赤川	敏彦
- 1	100	///\\	WX 12/2

3番 大中 久敏

5番 草場 小夜子

7番 白水 壽德

9番 田中 善道

11番 寺﨑 多加子

13番 永利 春雄

15番 野口 忠弘

17番 肥山 繁雄

19番 藤井 豊志

21番 栁 昭好

23番 山下 梅夫

2番 天本 正幸

4番 天本 守

6番 後藤 感二

8番 田篭 新

10番 寺﨑 廣喜

12番 中原 孝司

14番 西岡 利子

16番 久光 壽子 18番 福田 壽光

20番 藤井 政秋

22番 栁 蔵司 (欠席)

24番 山田 憲二

- 5. 会議に欠席した委員(1名)
- 6. 会議に出席した事務局職員(3名)

会長:

大変お忙しい中、委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

7月22日に梅雨が明け、これから本格的な猛暑となり、台風シーズンもやってきます。

また、新型コロナが再流行しているようですので、皆さんにおきましては、お身体に十分注意していただきながら、委員としての活動をお願いしたいと思います。

それでは本日の総会は、議案5件、報告事項4件でございます。 委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

(開会)

議長:

ただいまの出席委員は23名で委員定足数に達しております。 なお、22番委員より、欠席届が出ています。

よって、令和6年8月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところではございますが、 本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

議長:

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、6番 後藤感二委員、11番 寺崎多加子委員を 指名いたします。よろしくお願いいたします。

[日程第2 議案の審査]

議長:

日程第2、これより議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、3件を 議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとされております。

よって、14番委員につきましては退室をお願いします。

(退室案内)

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局:

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明を いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、八坂地内の田1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、売買価格等の説明)

譲渡人は経営規模の縮小、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、津古地内の畑1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、売買価格等の説明)

譲渡人は経営規模の縮小、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号3は、井上地内の田1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、売買価格等の説明)

譲渡人は農業廃止、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

2ページをお願いします。

番号4は、下西鯵坂地内の田2筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、売買価格等の説明)

譲渡人は農業廃止、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人はすべての農地を有効に活用すること、機械、労働力及び技術など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問

題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。 以上で説明を終わります。

議長:

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第1分科会長:

ご報告いたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第1分科会で慎重に審査した結果、許可相当とするとの意見の一致をみました。なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長:

ただいま、報告が終わりました。 質疑を行います。何かありませんか。 21番委員

2 1 番委員:

番号2の売買について、単価が高いと思う。売買の形態が特殊な場合に起こり得る事かもしれないが、どういうものなのか。

議長:

事務局お願いします。

事務局:

議案位置図の2ページをご覧ください。番号2は図中央の斜線で示した所になります。またこの一帯は、市街化区域で通常建物が建てられる所です。実際には譲受人が家庭菜園として利用されていたとのことです。住宅に接した農地で、建物を建ててもいい所になるので、必然的に市街化区域の土地の価格にならざるを得なかったというところは想像できます。

議長:

よろしいでしょうか。

21番委員。

2 1 番委員

地区会議や分科会では価格についての意見は出ませんでしたか。

議長:

事務局お願いします。

事務局:

地区会議及び分科会におきましては、売買価格について特別な意見はございませんでした。

議長:

よろしいですか。

2 1 番委員。

2 1 番委員:

売買価格や1反当りの単価等、問題にならなかったのでしょうか。

議長:

事務局お願いします。

事務局:

当該農地は市街化区域内であると説明しましたが、譲受人の住宅用地に接しており、利用もされているものです。このような状況を整理するため、譲受人に売却されることになったものです。

金額的な面については、事実上市街化区域内の農地であるので、通常宅地部分として取り扱うことはおかしくない金額であると思います。調整区域内の農地と比べると高く感じますが、おかしいと思うような金額ではないと考えます。

議長:

よろしいでしょうか。

21番委員。

2 1 番委員:

10アール当たりの単価があまりにも高いと感じます。一般の常識を持つこと、普段から興味を持つことが必要ではないでしょうか。案

件が出たからそのまま審議に出すのではなく、同じ価格であっても違うと思いますので今後は注意した方がいいと思います。

議長:

事務局、よろしいですか。

事務局:

委員が言われるよう、今後は注意していきたいと思います。ご意見 ありがとうございました。

議長:

他にありませんか。 3番委員。

3番委員:

申請の理由がすべて形式的ではないかと思う。何か物足りなさを感じます。具体的な項目はないのでしょうか。

議長:

事務局、お願いします。

事務局:

農地法3条許可申請の申請事由で、「経営規模縮小・拡大」とあるのは確かに多いです。項目は他にもあり申請者が選べるようになっています。「贈与」「交換」「耕作不便・便利」「農業者年金受給」「新規就農」などがあります。また「その他」として自由に記載できるようにもなっていますが、多くの申請者は「経営規模縮小・拡大」を選ばれています。今後3条申請の際には、申請者に聞き取り該当する項目とするような対応を取りたいと思います。

議長:

よろしいですか。

他にありませんか。

他にないようです。

それでは議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数でございます。 よって原案のとおり許可と決定いたします。 それでは、退室した委員の入室を許可します。

(入室案内)

議長:

次に議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局:

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意 見ついて、1件でございます。

議案書の3ページをお願いします。

番号1は、二森地内の田1筆です。貸露天資材置場とするため申請があったものです。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。 以上で説明を終わります。

議長:

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第2分科会長:

ご報告いたします。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による 許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明 を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみま した。なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長:

ただいま、報告が終わりました。 質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長:

特にないようです。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙 手をお願いします。

(全員举手)

議長:

全員賛成でございます。

よって議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、4件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局:

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、 4件の説明をいたします。

議案書の4ページをお願いします。

番号1は、二森地内の田1筆です。一般個人住宅建設のため申請が あったものです。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

番号2は、福童地内の畑3筆です。一般個人住宅建設のため申請があったものです。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

番号3は、三沢地内の田2筆です。公共工事に伴う露天資材置場と して一時転用の申請があったものです

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

5ページをお願いします。

番号4は、山隈地内の畑8筆です。露天資材置場として申請があったものです。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

なお先月開催しました地区会議において、了承いただいております。以上で説明を終わります。

議長:

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第2分科会長:

ご報告いたします。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による 許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明 を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみま した。なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長:

ただいま、報告が終わりました。 質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長:

特にないようです。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙 手をお願いします。

(全員挙手)

議長:

全員賛成でございます。

よって議案第3号は原案のとおり許可相当とし、意見書を付けて県に進達いたします。

次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集 積計画の承認について、所有権移転について、1件を議題といたしま す。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとされております。

よって、14番委員につきましては退室をお願いします。

(退室案内)

議長:

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局:

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 の承認について、所有権移転についてご説明します。

議案書の6ページ、番号1は、横隈地内の田1筆です。 (面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、売買価格等の説明)

なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。 以上で説明を終わります。

議長:

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

第3分科会長:

ご報告いたします。議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく 農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について、第3分科 会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承 認するとの意見の一致をみました。なお本会議での審議方よろしくお 願いいたします。

議長:

ただいま、報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長:

特にないようです。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙 手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成でございます。 よって議案第4号は原案通り承認することに決定します。 それでは、退出した委員の入室を許可します。

(入室案内)

議長:

次に議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積 計画の承認について、利用権貸借について、1件を議題といたします。 事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局:

それでは、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利 用集積計画の承認について、利用権貸借についてご説明します。

議案書の7ページをお願いします。

番号1は、下西鯵坂地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者等の説明)

なお、地区会議においても了承を頂いております。 以上で説明を終わります。

議長:

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

第3分科会長:

ご報告いたします。議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく 農用地利用集積計画の承認について、利用権貸借について、第3分科 会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承 認するとの意見の一致をみました。なお本会議での審議方よろしくお 願いいたします。

議長:

ただいま、報告が終わりました。 質疑を行います。何かありませんか。

2 1 番委員

2 1 番委員:

所有権を移転するものと移転を受ける者の関係は親子ということだが、議案書にある経営面積はどちらも同じになっているのは。

議長:

事務局、お願いします。

事務局:

先ほど説明しましたが、親子関係です。議案書の住所でもわかるように同一の世帯です。経営面積は、まだあつかいきれていません。後には世帯が分離されると思います。農地台帳の世帯が分離されれば、移転を受ける者の農地に借り受ける農地の面積が記載されるという台帳の表記となるものと思います。現時点では世帯分離ができていないことと、経営面積もこの総会が終わり、公告を踏まえてからでないと台帳上の貸し借りの設定ができません。委員の言われるとおり経営面積が同じに見えているのは、このようなことからです。

議長:

よろしいでしょうか。

他にありませんか。

他にないようです

それでは議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の 委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長:

全員賛成でございます。

よって議案第5号は原案通り承認することに決定します。

[日程第3 報告事項]

議長:

それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。 報告事項4件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局:

それでは報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出10

件につきまして報告いたします。

議案書8ページから9ページ、番号1から番号4は、貸人は異なりますが、借人が同一のものです。下岩田地内の田5筆、畑6筆で、借人の都合により合意解約されたものです。

議案書9ページ、番号5は干潟地内の田1筆です。貸人の都合により合意解約されたものです。

議案書10ページ、番号6は横隈地内の田1筆です。売買のため合 意解約されたものです。

番号7と番号8は貸人と借人が同一のものです。井上地内の田2筆です。貸人の都合により合意解約されたものです。

議案書11ページ、番号9は井上地内の田2筆、上岩田地内の田1 筆です。貸人の都合により合意解約されたものです。

番号10は下西鯵坂地内の田2筆です。売買のため合意解約されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の12ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の 転用届出について、3件の報告をいたします。

番号1は、大保地内の田1筆です。

一般個人住宅建設のため、届出が提出されたものです。

番号2は、大板井地内の畑3筆です。

露天駐車場設置のため、届出が提出されたものです。

番号3は、大保地内の畑1筆です。

露天駐車場設置のため、届出が提出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。

報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は、大保地内の畑4筆です。

集合住宅等の建設のため、届出が提出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の14ページをご覧ください。

報告第4号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いたします。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

今回は、2団体の報告をご覧ください。

それぞれ、農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定に基づき、提出がありましたので、農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については、それぞれの「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、 それぞれ全ての要件を満たしておりましたので、それぞれ「適合」と 判断しているところであります。

以上、簡単ですが報告いたします。

事務局から報告が終わりました。 報告事項4件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

特に、無いようです。

以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いた しました。

お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、 ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長:

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

議長:

以上で、令和6年8月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。

令和6年8月9日(金) 午後3時00分閉会